

# みどり 水土里ネットえなサポート隊

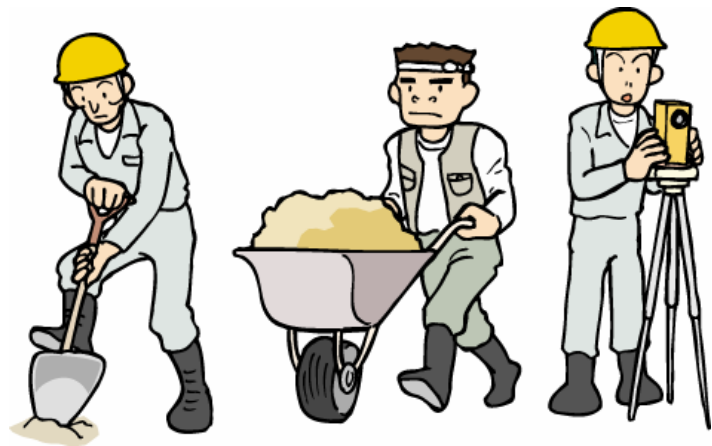
えな土地改良区が発足して2年になろうとしています。「<sup>みどり</sup>水土里ネットえなサポート隊」を平成15年4月から発足させることになりました。

## Q サポート隊ってなんなの？

- a 従来、農道や用排水路は、受益者である農家の皆さんが自主的に管理をしてきました。そして、災害や、大規模な改造などは、市にお願いして工事をしてもらい、お金の一部を負担するという方法を取っています。

この考え方は、今でも変わりありませんが、農家の皆さんが管理をするには、ちょっと大変だし、かといって、市にお願いをするほどでもないといった修繕があります。

このような修繕に対応するために、サポート隊を作ることになりました。



## Q 目的は、なあに？

- a サポート隊には、いろいろな修繕に必要な技術を持った組合員やその家族にサポーターとして登録してもらいます。そして、工区のみんなが出て修繕をするときに、土地改良区から適切な資格を持ったサポーターを派遣するというものです。

例えば、用水路のU字溝をいけかえしたい。しかし、重くって、重機がないと何ともならないし、重機を運転できる人がいないというようなときに、土地改良区であらかじめ登録をしたサポーターの中から適当な人を選び、みんなが出役する日に、重機とそのオペレーター(サポーター)を派遣します。ですから、組合員の出役が、条件です。

## Q サポーターに登録するには、どうすればいいの？

- a 登録は、随時、事務局で受け付けています。所定の登録届がありますので、事務局までお越しください。(平成15年2月から)

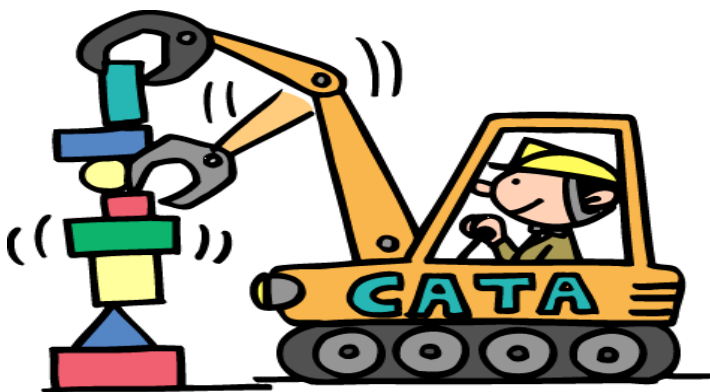
## Q 登録をしたいんだけど、何か条件があるの？

- a 通常の作業で、組合員対応ができないものが前提です。現在は、次の資格を考えていますが、将来は、もっと増やしていきたいです。

- 1 土木施工管理技士
- 2 地山の掘削主任技術者(バックホウ等)
- 3 玉掛技能講習修了者
- 4 車両系建設機械運転技能講習(整地運搬)修了者
- 5 車両系建設機械運転技能講習(締固用機械)修了者
- 6 小型移動式クレーン技能講習修了者
- 7 不整地運搬車運転技能修了者
- 8 大型自動車免許
- 9 測量士、測量士補
- 10 その他理事長が認めるもの

**Q サポーターに出動を頼みたいときは、どのような手続きが必要ですか？**

- a 事務局に所定の様式があります。必要な所を書き、工区の理事と維持管理委員の承認をもらって、理事長宛に提出してください。(平成15年4月から)



**Q サポーターを頼むとお金がいるの？ サポーターとして出動するとどれ位お金が支払われるの？**

- a 特殊な技術をもって出動するのですから、有償になります。出動を依頼された工区には、サポーターの賃金と損害保険料、重機の借上料、えな土地改良区の事務費等を支払っていただきます。

サポーターの賃金は、岐阜県が定める実施設計の単価を参考にして、理事長が定めます。

**Q 修繕にかかったお金について、土地改良区は負担してくれないの？**

- a 組合員の出役分には、土地改良区の負担はありませんが、サポーターが出役する賃金や重機等の借り上げ料について、半額を負担することになっています。

また、公共性が強い普通河川については、全額負担する予定です。この場合も、組合員が出役することが条件で、事務費分は、地元の負担になります。

**Q その他、注意事項は？**

- a 農業用施設は、組合員の自主管理が原則です。組合員が出役し、サポーターと一緒に作業をして下さい。個人の田んぼの修繕や、受益者が1人のみの施設は、原則として対応しません。



**えな土地改良区**

電話 0573-26-2111 (内 672 673)

F A X 0573-25-3999